

直方市 若草保育園 重要事項説明書

《令和 8 年 4 月 1 日現在》

1. 事業者

| | |
|-------------|---------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人子育ての里福社会 |
| 代表者氏名 | 理事長 柴田 良雄 |
| 法人の所在地 | 福岡県直方市大字下境 3075 番地 |
| 法人の電話番号 | 0949-24-9895 |
| 定款の目的に定めた事業 | 保育所の社会福祉法人 子育ての里福社会 若草保育園 |
| 法人設立年月日 | 昭和 54 年 4 月 1 日 |
| 一般財団法人移行年月日 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 社会福祉法人移行年月日 | 平成 28 年 4 月 1 日 |

2. 保育所の概要

| | | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------|
| 名称 | 若草保育園 | | |
| 所在地 | 福岡県直方市大字下境 3075 番地 | | |
| 設置者 | 社会福祉法人 子育ての里福社会 | | |
| 電話番号 | 0949-24-9895 | FAX 番号 | 0949-24-9892 |
| 事業開始年月日 | 昭和 54 年 4 月 1 日 | | |
| 施設長氏名 | 園田 優子 | | |
| 利用定員 | 90 名 | | |
| 職員配置 | 施設長 1 名 主任保育士 1 名 保育士 児童福祉設置最低基準に定める定数 0 歳児 3 名に対し保育士 1 名 1・2 歳児 6 名に対し保育士 1 名 3 歳児 20 名に対し保育士 1 名 4・5 歳児 30 名に対し保育士 1 名 栄養士 1 名 調理員 2 名 事務員 1 名 用務員 1 名 | | |
| クラス編成 | 原則年齢別保育 0 歳児 (りす組) 1 歳児 (ぱんだ組) 2 歳児 (うさぎ組) 3 歳児 (きりん組) 4 歳児 (くま組) 5 歳児 (らいおん組) | | |

| | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 特別保育実施状況 | 障がい児保育・延長保育・音楽指導・体育教室 |
| 安全保障 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害給付加入 東京海上傷害保険 事故 200 万円 入院 3 千円 通院 2 千円 園バス・公用車 任意保険 |
| 職員への研修の実施状況 | 職種・経験に基づき各自・研鑽を高める為にすべての職員に 園外、園内研修を実施 |
| 嘱託医 | 大野内科小児科 大野祥一郎先生 宇野歯科 宇野大作先生 |

3. 事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

4. 運営方針

基本理念に基づき、以下の方針で運営いたします。

1. 子どもの最善の利益を追求します。
2. 子どものみならず保護者の支援を行います。
3. 保育所入所家庭のみならず、地域の保護者支援を行います。
4. 施設運営や個人情報等、法令遵守を徹底します。
5. 積極的に説明責任を果たすとともに広く情報提供を行うことで「開かれた保育所」を目指します。

5. 開所日・開所時間及び休園日

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開園日 | 月曜日から土曜日まで |
| 開所時間 | 午前 7 時から |
| 保育標準時間認定保育時間 | 午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分 延長保育は午後 6 時 00 分から午後 7 時まで ※延長保育は月曜日から金曜日までとし、別途申請が必要です。 |
| 保育短時間認定保育時間 | 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 |
| 延長保育時間及び料金 | 保育標準時間認定の場合 午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分 利用料金 月契約利用 1 か月 3,000 円 勤務先の証明が必要です。 単発利用 1 回 300 円 保育短時間認定の場合 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 利用料金 1 回 400 円 午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分 利用料金 1 回 400 円 |
| 休園日 | 日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 災害時等安全性が確保できないと施設長が判断した場合 |

| | |
|--|-----------------------------|
| | 利用児童又は同居者が規程に該当する感染症に罹患した場合 |
|--|-----------------------------|

6. 施設の概要

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 敷地面積 | 4,797, 40 m ² |
| 建物 | 木造平屋建て |
| 施設内容 | 乳児室1部屋 保育室5部屋 遊戯室1部屋 給食室 事務室 幼児トイレ5か所 多目的トイレ1か所 屋外遊技場 テラス2か所 |

7. 役員体制（令和8年4月現在）

| | |
|-----|--------------|
| 評議員 | 7名 |
| 理事 | 6名 理事長 柴田 良雄 |
| 監事 | 2名 |

8. 職員体制（令和8年4月現在）

| 職名 | 人数 | 職名 | 人数 |
|-------|-----|-------|----|
| 園長 | 1名 | 主任保育士 | 1名 |
| 常勤保育士 | 15名 | 栄養士 | 1名 |
| 看護師 | | 事務員 | 1名 |
| 調理員 | 2名 | 用務員 | 1名 |
| 嘱託医 | 2名 | | |

9. 保護者の負担について

(1) 保育料 市内在住利用者は直方市が決定・徴収します。

(2) 実費徴収 保育料の他に保護者に負担いただくもの。

①日本スポーツ振興センター共済掛け金：目的 災害掛け金保護者負担

金額 一般世帯 年間 200円 要保護世帯 年間 0円

②保護者会活動にかかる費用：園児誕生プレゼント・運動会・夜までわくわく保育・夏祭り補助

クリスマスプレゼント・お遊戯会衣装代補助・卒園記念品・除菌水

金額 月額 400円

③制服・体操服 金額 実費

④教材費 個人で持ち帰るもののみ 金額 実費

⑤3・4・5歳児 給食費 月額 4,900円（免除対象者を除く）

主食用お米代 月額 1,000円

*レクリエーション傷害保険・親子遠足施設大人入園料 実費

個人で持ち帰らない教材、遠足の子ども入園料等は保育園で補助しています。

10. 食育の理念・方針・目標

食育とは、食を営む力を育むことです。また食べることは生きることに繋がっています。若草保育園では、食を楽しめる子どもに成長して欲しいとの願いを込めて、食育に力を入れています。

- ・離乳食を正しく食べることは、食育の第一歩として、非常に大切です。
- ・園では菜園活動により、食材への感謝、自ら進んでかかわる意欲を育み、体験を通して食材への大切さを学びます。
- ・保育士や友達と一緒に食べることによって、食事の楽しさを育みます。
- ・食育活動では年間プログラムを立て子ども達にわかりやすく、食に対しての望ましい食習慣や態度を指導する手作り教材を作り、三食品群（赤・黄・緑）の話・食中毒・マナー・三角食べなどをエプロンシアターや紙芝居など教材を用いて取り組んでいます。
- ・アレルギー除去食を必要とするお子さんには、医師の指示書によって、除去食・代替食を保育園で作り、提供します。
- ・クリスマス会、お別れ会等その他、行事に合わせた特別食も提供しています。

食べることを通して「生きる力」を培います。

1. 安心・安全な食事作り
2. 食べる事への関心
3. 野菜を作る楽しさ・喜びを体験させる
4. 健康な身体づくり
5. 適切な食習慣や態度を養う

*全児、完全給食です。 *献立表は毎月末日に配信いたします。

1 1. 年間行事（令和8年度）感染症拡大防止の為、中止や変更をすることがあります。

令和8年度は園舎建て替えの為、変更になることもあります。 *詳しくは園だよりにてお知らせいたします。

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月 | 入園式・進級式・健康診断・チューリップ見学 |
| 5月 | 遠足（3・4・5歳児）・野菜の苗植え・消防署見学 |
| 6月 | 保育参観・カレー作り（5歳児） |
| 7月 | プール開き・七夕集会・商店街七夕・夜までわくわく保育 |
| 8月 | 夏祭り |
| 9月 | 運動会の練習 |
| 10月 | 運動会（1・2・3・4・5歳児）・芋ほり（4・5歳児）・下境小学校との交流会 |
| 11月 | 親子遠足（5歳児）・焼き芋パーティー（4・5歳児）・七五三参り（2歳児） |
| 12月 | 入園願書受付・お遊戯会・餅つき・クリスマス会・ケーキ作り（5歳児） |
| 1月 | 鏡開き（5歳児） |
| 2月 | キッズコンサート（3・4・5歳児）・豆まき・下境小学校との交流会 |
| 3月 | 個人懇談会・お別れ会・卒園式 |
| その他 | 毎月2回水曜日：体育教室（3・4・5歳児） 2歳児は年4回 毎月：誕生児写真撮影・身体計測・消火避難訓練・食育活動・異年齢交流 年に数回：不審者対応訓練・水害避難訓練・地震避難訓練 |

| |
|--------------------------------|
| 年に2回：内科検診・歯科検診・尿検査・園バス置き去り防止訓練 |
|--------------------------------|

12. 保育園の利用に際し留意して頂きたいこと

- (1) お子さんが安定的な保育園生活を過ごすためには、「早寝・早起き・朝ごはん」が大切と考えます。ご家庭でもご留意いただき、朝の活動が始まる9時30分までに登園してください。
- (2) 登園前には必ず検温や健康状態等の確認を行い、いつもと違う様子の場合、連絡帳にご記入ください。
体温が概ね37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後概ね37.5℃を超えた場合、お迎えに来ていただく連絡をします。
麻疹（はしか）、水痘（水ぼうそう）、インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症に感染した場合、登園停止期間を経過してから、医師に登園に関する意見書を記入してもらって登園してください。
- (3) 医師の処方を受けた薬に限り投薬を行います。所定の手続きを踏んでください。

13. 保育園の入園及び進級に関し留意していただきたいこと

- (1) 入園決定は市が行うこととし、保育園が決定するものではありません。
- (2) 療育支援加算及び直方市障がい児保育事業補助金の申請に関し、対象児の療育相談支援状況等について、直方市及び直方市福祉事務所等関係機関に状況の確認を行うことがあります。
- (3) 職員は、児童福祉施設最低基準に基づき配置します。とりわけ、3歳未満児から3歳以上児への進級については、配置する職員は原則として1人となることにご留意ください。
- (4) 屋外での遊びや活動が増えるため、怪我や虫刺されなど屋外活動特有のリスクが発生することをご理解願います。
- (5) 進級（成長）に伴って、周囲との意見の対立やトラブルが発生する可能性も高まりますが、社会的能力や自我の発達に必要な過程であることをご理解願います。

14. 保護者からの要望、苦情解決体制について

* 苦情受付担当者 内海 千鶴（主任保育士）
苦情解決責任者 園田 優子（園長）

* 第三者委員：木部 義之（行政書士）電話番号 093-761-0700
：掛水 善久（行政書士）電話番号 093-243-5385

まずは、園内の担任・担当者に要望、苦情等をご相談いただきたいと思います。直接の申出をためられる方は、当法人の第三者委員への申出を行うことができます。

15. 当園による個人情報の取得・利用、保護者による個人情報の取扱いについて

別添「保育園の個人情報の取扱い方針」に従い、適法かつ公正な手段により取得し、下記の主な利用目的のとおり利用するほか、同様の情報管理が保たれている機関（行政機関、医療機関、教育機関、福祉機関など）との連携や本園内の保育研究活動、広報活動、管理運営上の正当な目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報の主な利用目的

- ・入園申込み、退園願、に関する情報の管理
- ・保育所用入所名簿作成（生年月日、住所、電話、緊急連絡先）
- ・家庭状況や面談の記録
- ・出席簿の記録
- ・成長発達、発育の記録
- ・健康診断や身体測定の結果の記録
- ・延長保育 申込み等の控への作成
- ・諸費袋、食費等の徴収管理
- ・保育所内活動展示写真、動画配信のための動画撮影
- ・保護者会役員名簿作成
- ・社会福祉法人子育ての里福祉会のパンフレットやホームページ、Instagramへの写真の使用

従いまして、保育園で撮影した園児の写真については、広報活動や報道機関への取材に使う場合などは、園児の顔が特定されるものについては、個別に保護者の了承を取ります。それ以外の園児の顔などが特定されない写真などの使用については同意いただきます。

- 児童や保護者の個人情報の取り扱いについては、対象となる児童の保護者(保護者本人)及び当園の同意を得ずに第三者等への公開ならびに複製の配布を行うことが出来ません。
- ※個人情報とは、氏名や住所の基本情報の他、写真や動画の肖像データを含みます。
- ※第三者とは、保護者を含む親類関係以外を指します。
- ※SNSへの掲載、他の媒体への提供などは原則的にできません。

16. 緊急時の対応及び非常災害対策

緊急時の対応

| | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------|
| 管轄警察署 | 直方警察署 22-0110 |
| 病院 | 大野内科・小児科 22-0305 |
| 対応方法 | 園内に健康状態の急変等の緊急事態が生じた場合には、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じる。 |
| 一斉連絡方法 | 各クラス担任が電話連絡を行う。コドモ一斉配信。 |
| 本園の対策 | 防犯カメラ18台設置、事故防止に関する職員研修の実施 |

非常災害対策

| | | |
|----------|------------------------------------------------------------|------------|
| 消防計画 | 直方消防署 令和7年9月30日届出 防火管理者 園長 園田 優子 | |
| 避難訓練 | 火災等を想定した避難訓練を毎月実施 | |
| 防災設備 | 自動火災報知機、誘導灯設備、防排煙設備、消火器、 警備保障会社へ通報する火災報知器 火災通報装置 非常通報装置 | |
| 避難場所 | 第1避難場所：運動場 | 第2避難場所：駐車場 |
| 園児の引き渡し | 上記避難場所内のより安全な場所で、職員が行う。 | |
| 災害マニュアル等 | 防災計画、洪水時の避難確保計画、避難訓練年間計画、消防計画、 | |

17. 虐待防止のための措置

- (1) 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、福岡県田川児童相談所等の適切な機関に通報します。

要保護児童連絡所

| | | |
|---------------|------|--------------|
| 田川児童相談所 | 電話番号 | 0947-42-0499 |
| 嘉穂鞍手保健福祉環境事務所 | 電話番号 | 0949-22-5692 |
| 直方市民生委員 | 電話番号 | 0949-25-2133 |
| 直方市福祉課 | 電話番号 | 0949-25-2133 |
| 直方警察署 | 電話番号 | 0949-22-0110 |

18. 家庭内の問題に関する対応について

- (1) 当園は、親権問題や離婚問題等の家庭内の問題に関与いたしません。
- (2) 当園は、裁判所の判決、命令、決定等が出た場合を除き、個別に対応はいたしません。

「別添」 保育園の個人情報の取扱い方針について

保護者のみなさまへ

本園は、所児（在所児、未入所児）及び卒所児ならびにその保護者、職員、求職者の方々から提供された個人情報の重要性を深く認識し、情報の保護を図るとともに、漏洩を防ぐことに全力をあげ、個人の権利利益を保護し、社会の信頼に応えます。

1. 本園は、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連法規を遵守し、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にします。ただし、虐待等の違法性の高い場合や、保育所運営上緊急かつ著しい問題や違法性が疑われる問題のある場合は、この限りではありません。
2. 本園は、収集した個人情報を保育活動や保育所運営の正当な利用目的の範囲内で適切に取り扱い、職員には個人情報の重要性の認識を徹底し、お預かりしている情報の漏えい・紛失の防止に努めます。ただし、虐待等の違法性の高い場合や保育所運営上緊急かつ著しい問題や違法性が疑われる問題のある場合は、この限りではありません。
3. 本園は、個人情報に関するお問い合わせやご相談に対し、適切かつ迅速に対応できるように努めます
 - (1) 個人情報の取得について
 - (イ) 本園が個人情報を取得する際は、適法かつ公正な手段により取得いたします。
 - (ロ) 人種、宗教、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪歴その他社会的差別の原因になる事項についての情報等特別の非公開情報については、法令等に基づく場合又は生命身体の保護等に必要な場合や保育所運営上緊急かつ著しい問題や違法性が疑われる問題の場合等を除き取得しません。
 - (2) 個人情報の利用目的について
 - (イ) 本園では、皆様からご提供いただく下記書類の個人情報は、下記一覧表記載の主たる利用目的のとおり利用するほか、同様の情報管理が保たれている機関（行政機関、医療機関、教育機関、福祉機関など）との連携や本園内の保育研究活動、広報活動、管理運営上の正当な目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報の主な利用目的

 - ・ 入園申込み、退園願、保育料の徴収に関する情報の管理
 - ・ 保育所用入所名簿作成（生年月日、住所、電話、緊急連絡先）
 - ・ 家庭状況や面談の記録
 - ・ 出席簿の記録
 - ・ 成長発達、発育の記録
 - ・ 健康診断や身体測定の結果の記録
 - ・ 一時保育、延長保育、休日保育など各種申込み等の控えの作成
 - ・ 諸費袋、絵本代、その他保育用品、食費等の徴収管理
 - ・ 保育所内活動展示写真、DVD掲載のための写真撮影
 - ・ 保護者会役員名簿作成
 - ・ 社会福祉法人子育ての里福祉会のパンフレットやホームページ、インスタグラムへの写真の使用
 - (3) 個人情報の提供について
 - (イ) 本園は、皆様からご提供いただいた個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲で外部に委託する等の法令等で認められている正当な理由及び必要性（虐待等の違法性の高い場合や保育所運営上緊急かつ著しい問題や違法性が疑われる問題のある場合がある場合。）がある場合を除き、第三者に提供いたしません。
 - (4) 個人情報の正確性の確保について
 - (イ) 本園は、利用目的の達成に必要な範囲で、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努力します。
 - (ロ) 住所、氏名、電話番号等、お届けされている情報に変更があった場合、また、訂正が必要な際は速やかに本園までお申し出ください。